○厚生労働省告示第二百六十二号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、障害福祉分野に係る事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省告示第二百八十三号）の一部を次の表のように改正し、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成三十年七月六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１　基本認識	第１　基本認識
（略）	（略）
１　市場規模の動向	１　市場規模の動向
平成30年度版障害者白書によると、我が国の障害者の概数は、身体障害者436.0万人、知的障害者108.2万人、精神障害者392.4万人となっている。複数の障害を併せ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ7.4％が何らかの障害を有している。	平成27年度版障害者白書によると、我が国の障害者の概数は、身体障害者393.7万人、知的障害者74.1万人、精神障害者320.1万人となっている。複数の障害を併せ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ６％が何らかの障害を有している。
障害福祉サービスの利用者数は、国民健康保険団体連合会へ支払いを委託する自立支援給付の支払いに関するデータによれば、平成20年（2008年）２月の時点で45.0万人であったが、平成30年（2018年）２月には82.5万人となっており、この10年間で約1.8倍に増加している。	障害福祉サービスの利用者数は、国民健康保険団体連合会へ支払いを委託する自立支援給付の支払いに関するデータによれば、平成20年（2008年）２月の時点で45.0万人であったが、平成28年（2016年）２月には76.3万人となっており、この８年間で約1.7倍に増加している。
障害福祉等関係予算も年々増加しており、平成18年度には約4,900億円であったが、平成30年度においては約1.4兆円となり、この12年間で2.5倍以上に増加している。	障害福祉等関係予算も年々増加しており、平成18年度には約4,900億円であったが、平成28年度においては約１兆円となり、この10年間で２倍以上に増加している。
また、障害福祉職員数は平成18年度の約50万人から平成27年度には約90万人に増加している。	また、障害福祉職員数は平成18年度の約50万人から平成25年度には約80万人と増加している。
２　産業構造・業態の特徴	２　産業構造・業態の特徴
障害福祉サービス等の事業所の数は、平成28年「社会福祉施設等調査報告」（厚生労働省）によると、居宅介護が22,943事業所、重度訪問介護が21,050事業所、生活介護が6,933事業所、就労移行支援が3,323事業所、就労継続支援Ａ型が3,455事業所、就労継続支援Ｂ型が10,214事業所、共同生活援助が7,219事業所である。また、障害児通所支援事業所数は、児童発達支援が4,984事業所、放課後等デイサービスが9,385事業所である。事業所種別で利用実人員の最も多い割合をみると、居宅介護事業所は「１～４人」が38.0％、重度訪問介護事業所は「１～４人」が84.2％、生活介護事業所は「10～19人」が27.8％、就労移行支援事業所は「５～９人」が34.0％、就労継続支援Ａ型事業所は「10～19人」が36.2％、就労継続支援Ｂ型事業所は「10～19人」が33.3％、児童発達支援事業所は「１～４人」が24.8％、放課後等デイサービス事業所は「10～19人」が31.3％となっており、概して事業所の規模が小さいことに特徴がある。	障害福祉サービス等の事業所の数は、平成26年「社会福祉施設等調査報告」（厚生労働省）によると、居宅介護が21,667事業所、重度訪問介護が20,117事業所、生活介護が6,084事業所、就労移行支援が2,858事業所、就労継続支援Ａ型が2,382事業所、就労継続支援Ｂ型が8,722事業所、共同生活援助が6,432事業所である。また、障害児通所支援事業所数は、児童発達支援が3,258事業所、放課後等デイサービスが5,267事業所である。事業所種別で利用実人員の最も多い割合をみると、居宅介護事業所は「１～４人」が39.8％、重度訪問介護事業所は「１～４人」が85.2％、生活介護事業所は「10～19人」が28.0％、就労移行支援事業所は「５～９人」が37.6％、就労継続支援Ａ型事業所は「10～19人」が37.0％、就労継続支援Ｂ型事業所は「10～19人」が34.7％、児童発達支援事業所は「１～４人」が21.3％、放課後等デイサービス事業所は「10～19人」が28.8％となっており、概して事業所の規模が小さいことに特徴がある。
障害者支援施設及び障害児入所施設の合計定員は、平成28年「社会福祉施設等調査報告」（厚生労働省）によると、障害者支援施設が139,627人、障害児入所施設（福祉型）が10,227人であり、１施設当たりの定員は、平均で、障害者支援施設が54.8人、障害児入所施設（福祉型）が38.4人である。	障害者支援施設及び障害児入所施設の合計定員は、平成26年「社会福祉施設等調査報告」（厚生労働省）によると、障害者支援施設が142,868人、障害児入所施設（福祉型）が11,287人であり、１施設当たりの定員は、平均で、障害者支援施設が54.7人、障害児入所施設（福祉型）が40.9人である。
施設種別で利用定員をみると、障害者支援施設は50人以下の割合が63.4％、障害児入所施設（福祉型）は50人以下の割合が82.7％となっており、概して事業所の規模が小さい。	施設種別で利用定員の最も多い割合をみると、障害者支援施設は「50人」が26.0％、障害児入所施設（福祉型）は「21～30人」が34.1％となっており、概して事業所の規模が小さい。